

〔別紙〕

様式1

事業報告書
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 社会医療法人 三車会
① 財団 社団 (出資持分なし、 出資持分あり)
② 社会医療法人、 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 和歌山県紀の川市貴志川町丸栖1423番地の3

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 平成10年3月31日

- (4) 設立登記年月日 平成10年4月7日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	殿尾 守弘	
理事	松浦 良和	
同	桑原 泰	
同	岩田 由明	
同	大久保 まさ子	
同	豊田 敬生	在宅総合ケアセンター赤ひげクリニック管理者
同	西村 和彦	貴志川リハビリテーション病院管理者
同	栗山 房大	
同	直川 裕樹	たま整形外科管理者
同	中井 和彦	紀の川市国民健康保険直営鞆淵診療所管理者
同	平野 三好	こかわりハビリクリニック管理者
同	森脇 宏	
監事	人瀬 保	
監事	松尾 晃次	白浜はまゆう病院 副理事長

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記

載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	貴志川リハビリテーション病院	3011710294	和歌山県紀の川市貴志川町丸栖1423番地の3	一般病床 60床 療養病床 108床
診療所	在宅総合ケアセンター赤ひげクリニック	3011710344	和歌山県紀の川市桃山町神田378番地	なし
診療所	たま整形外科	3011710369	和歌山県紀の川市貴志川町井ノ口974-4	なし
診療所	紀の川市国民健康保険直営鞆淵診療所 【指定管理者】	3011710286	和歌山県紀の川市中鞆淵911	なし
診療所	こかわりハビリクリニック	3011710393	和歌山県紀の川市粉河451-9	なし
介護老人保健施設	介護老人保健施設老健みるま	3051780017	和歌山県紀の川市丸栖936番地	入所定員 90名

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
居宅介護支援事業所みるま	和歌山県紀の川市貴志川町丸栖1423番地の3	

特定労働者派遣事業	和歌山県紀の川市貴志川町丸栖 1423番地の3	
通所リハビリテーション、短期 入所生活介護 Acti-va	和歌山県岩出市根来823-1	
介護予防・日常生活支援総合事 業、健幸倶楽部ながやま	和歌山県紀の川市貴志川町長山 583-1	
訪問看護ステーション貴志川リ ハビリテーション病院	和歌山県紀の川市貴志川町丸栖 1423番地の3	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】
書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことが
できる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年6月29日 令和5年度決算の決定

令和6年3月28日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病
院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法
人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及
び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医
療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域
における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を
継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載す
ること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。
なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は
廃止等を記載する。(任意)

法人名 社会医療法人 三車会

※医療法人整理番号

所在地 和歌山県紀ノ川市貴志川町丸栖1423-3

貸借対照表

(令和6年 3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	1,670,834	I 流動負債	1,343,849
現金及び預金	1,004,240	支払手形	42,640
事業未収金	634,913	買掛金	96,204
たな卸資産	26,773	短期借入金	741,278
前払費用	5,040	未払金	68,584
立替金	3,697	未払費用	194,060
貸倒引当金	△ 3,831	未払法人税等	121
		預り金	42,659
		賞与引当金	142,651
II 固定資産	3,167,278	入院保証金	4,783
1 有形固定資産	2,973,563	未払消費税等	10,865
建物	2,474,806	II 固定負債	3,655,017
構築物	97,272	長期借入金	3,409,499
医療用器械備品	126,812	退職給付引当金	162,351
その他の器械備品	38,873	長期未払金	83,166
車両及び船舶	1,089	負債合計	4,998,866
土地	234,709		
		純資産の部	
2 無形固定資産	17,095	科目	金額
借地権	855	I 積立金	△ 160,753
ソフトウェア	11,960	設立等積立金	36,150
電話加入権	135	繰越利益積立金	△ 196,903
その他の無形固定資産	4,144		
3 その他の資産	176,618		
生命保険掛金	111,654		
差入保証金	34,279		
奨学金貸付金	5,017		
奨学金引当金	△ 5,017		
その他の固定資産	30,685		
資産合計	4,838,113	純資産合計	△ 160,753
		負債・純資産合計	4,838,113

あると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 社会医療法人 三車会
 所在地 和歌山県紀ノ川市貴志川町丸栖1423-3

※医療法人整理番号

--	--	--	--

損 益 計 算 書
 (自 令和5年4月1日 至 令和 6年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		3,697,160
2 事業費用		
(1)事業費	3,634,145	3,634,145
本来業務事業利益		63,014
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		241,873
2 事業費用		306,937
附帯業務事業損失		△ 65,064
事業損失		△ 2,049
II 事業外収益		
受取利息	69	69
III 事業外費用		
支払利息	48,880	48,880
經常損失		△ 50,861
税引前当期純損失		△ 50,861
法人税・住民税及び事業税		121
当期純損失		△ 50,982

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 社会医療法人 三車会

※医療法人整理番号

所在地 和歌山県紀ノ川市貴志川町丸栖1423-3

財 産 目 録

(令和6年 3月31日現在)

1. 資 産 額	4,838,113 千円
2. 負 債 額	4,998,866 千円
3. 純 資 産 額	△ 160,753 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,670,834
B 固 定 資 産	3,167,278
C 資 産 合 計 (A+B)	4,838,113
D 負 債 合 計	4,998,866
E 純 資 産 (C-D)	△ 160,753

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 社会医療法人 三車会

所在地 和歌山県紀の川市筑志川町丸樋1423番地の3

※医療法人監理番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監事監査報告書

社会医療法人三車会
理事長 殿尾 守弘 殿

私たちは、社会医療法人三車会の第26期会計年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は、認められません。

2024年 6月17日
社会医療法人 三車会
監事 人瀬 保

2024年 6月17日
社会医療法人 三車会
監事 松尾 晃次

添付書類（構造設備及び体制）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：社会医療法人三車会

住 所：和歌山県紀の川市貴志川町丸栖1423番地の3

以下のとおり相違ありません。

施設名	貴志川リハビリテーション病院
施設の所在地	和歌山県紀の川市貴志川町丸栖1423-3
管轄保健所名	岩出保健所

1 診療科目

科 目	整形外科	脳神経外科	リハビリテーション科	救急科	外科	内科
	麻酔科	放射線科	循環器内科	科	科	科
	科	科	科	科	科	科

2 許可病床数

一般		療 養		結 核		精 神		感 染 症		合 計	
室	床	室	床	室	床	室	床	室	床	室	床
21	60	31	108							52	168

3 構造設備

(1) 総括表 (該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。)

業務の区分	施設	設備等
<input checked="" type="checkbox"/> 救急医療 /	<input type="checkbox"/> 集中治療室	<input type="checkbox"/> 病床において酸素投与及び呼吸モニタリングが可能な設備
<input type="checkbox"/> 精神科救急医療	<input type="checkbox"/> 集中治療室 (一部は陰圧化が可能なもの)	<input type="checkbox"/> 感染を判断するための検査機器
<input type="checkbox"/> 災害医療	<input type="checkbox"/> 母体胎児集中治療管理室	<input type="checkbox"/> 分娩監視装置
<input type="checkbox"/> 新興感染症発生・まん延時における医療	<input type="checkbox"/> 新生児集中治療管理室	<input type="checkbox"/> 新生児用呼吸循環監視装置
<input type="checkbox"/> へき地医療	<input checked="" type="checkbox"/> 診察室 / <input checked="" type="checkbox"/> 手術室 / <input checked="" type="checkbox"/> 処置室 /	<input checked="" type="checkbox"/> 超音波診断装置 /
<input type="checkbox"/> 病院	<input type="checkbox"/> 発熱患者等専用として使用可能な診察室 (プレハブ・簡易テント等を含む。)	<input type="checkbox"/> 新生児用人工換気装置
<input type="checkbox"/> へき地診療所	<input checked="" type="checkbox"/> 臨床検査施設 / <input checked="" type="checkbox"/> エックス線診療室	<input checked="" type="checkbox"/> 微量輸液装置 / <input type="checkbox"/> 保育器
<input type="checkbox"/> 周産期医療	<input checked="" type="checkbox"/> 調剤所 / <input type="checkbox"/> 保護室 <input checked="" type="checkbox"/> 面会室 /	<input checked="" type="checkbox"/> 簡易ベッド / <input checked="" type="checkbox"/> 携帯用医療機器 /
<input type="checkbox"/> 小児救急医療	<input type="checkbox"/> 診察室 (発熱)	<input type="checkbox"/> 個人防護具
	<input type="checkbox"/> 専用病床 (床)	<input type="checkbox"/> 感染患者を隔離し動線確保に必要なパーテーション等
	<input checked="" type="checkbox"/> 優先的に使用される病床 /	<input checked="" type="checkbox"/> 食料 / <input checked="" type="checkbox"/> 飲料水 / <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品
	<input type="checkbox"/> 陰圧病室 (確保病床 床)	<input checked="" type="checkbox"/> 自家発電装置 /
	※医療措置協定による確保病床 (床) の半数以上が陰圧病室内にあること。	<input checked="" type="checkbox"/> トリアージタグ /
	<input type="checkbox"/> 個室病室	<input type="checkbox"/> 救急用自動車
	<input checked="" type="checkbox"/> 備蓄倉庫 /	<input checked="" type="checkbox"/> 広域災害・救急医療情報システム /
	<input type="checkbox"/> ヘリポート (<input type="checkbox"/> 敷地内 <input type="checkbox"/> 近接地)	<input type="checkbox"/> 新興感染症発生・まん延時の医療の提供において都道府県知事が求める機能に応じて必要となる設備 ()
	<input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅	

- 「新興感染症発生・まん延時における医療」については、申請時に有していない施設又は設備がある場合において、医療措置協定を締結した日から3年を超えない範囲で当該協定を締結した病院の所在地の都道府県知事が適当と認めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画 (様式任意) がある場合は、これを添付するとともに、以下を記載すること。

<p>「新興感染症発生・まん延時における医療」に係る施設又は設備の整備計画の概要</p> <p>・施設整備計画 (〇年〇月完成予定)</p> <p>・設備整備計画 (〇年〇月整備予定)</p>
--

(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要

区 分	構造の概要	耐震基準	用途の区分	室 数

(3) へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病 院 名	施 設	へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
	<input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 病床数 (床) <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅	
	<input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 病床数 (床) <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅	
	<input type="checkbox"/> 診察室 <input type="checkbox"/> 手術室 <input type="checkbox"/> 処置室 <input type="checkbox"/> 臨床検査施設 <input type="checkbox"/> エックス線診療室 <input type="checkbox"/> 調剤所 <input type="checkbox"/> 病床数 (床) <input type="checkbox"/> 医師住宅 <input type="checkbox"/> 看護師住宅	

※ へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあつては、(1) 総括表の「施設」欄の記載と重複するため、本表の「施設」欄は記載不要。

4 職種別従業員数

職種 人員	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
定員	16	0	3	4	0	0	0	66	0	1	1	0	0	12	0	4	107
実人員	40	0	6	7	0	3	4	65	0	4	71	24	0	57	0	44	325
内特殊関係者	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	4	8

5 勤務体制

	体制	昼間 (15時現在)		夜間 (3時現在)		休日 (15時現在)	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
医師	病院内	1		1		1	
	オンコール	1		1		1	
内 精神科医 (再掲)	病院内						
	オンコール						
内 小児科医 (再掲)	病院内						
	オンコール						
内 産婦人科医 (再掲)	病院内						
	オンコール						
薬剤師	病院内						
	オンコール						
診療放射線技師	病院内	1		1		1	
	オンコール						
臨床検査技師	病院内						
	オンコール						
看護師	病院内	1		1		1	
	オンコール						
合計	病院内	3		3		3	
	オンコール	1		1		1	
内 救急医療 (再掲) (精神科救急医療含む)	病院内	3		3		3	
	オンコール	1		1		1	
内 周産期医療 (再掲)	病院内						
	オンコール						
内 小児救急医療 (再掲)	病院内						
	オンコール						

6 その他の体制

※「有無」について、有の場合は空欄に「○」を付すこと。

(1)精神科救急医療の場合のみ

<ul style="list-style-type: none"> 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく都道府県知事の指定の有無 	
<ul style="list-style-type: none"> 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく常時勤務する指定医の人数 	人

(2)災害医療の場合のみ

<ul style="list-style-type: none"> 災害派遣医療チーム (DMAT) の有無 	
--	--

(3)新興感染症発生・まん延時における医療の場合のみ

①感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定であって、同項第1号に掲げる事項に係るものについて

<p>次の措置を全て含む協定締結の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に即応病床化し、かつ確保病床数が30床以上であることを内容に含んだ病床確保に係る措置 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に開始し、かつ1日当たり20人以上の診療を行うことを内容に含んだ発熱外来に係る措置 医療人材派遣に係る措置 	
--	--

②医療法第30条の12の6第1項に規定する協定について

<ul style="list-style-type: none"> 災害派遣医療チーム (DMAT) に係る協定締結の有無 	
<ul style="list-style-type: none"> 災害派遣精神医療チーム (DPAT) に係る協定締結の有無 	
<ul style="list-style-type: none"> 災害支援ナースに係る協定締結の有無 	

※都道府県知事と締結した「医療措置協定」及び「医療法第30条の12の6第1項に規定する協定」を添付すること。

「添付書類（構造設備及び体制）」の記載要領

1. 各表共通

申請書又は決算届に記載した救急医療等確保事業を行っている病院（診療所）毎に記載すること。

2 「2 許可病床数」

医療法に基づき「患者収容定員」として使用許可を受けている「許可病床」の数を記載すること。

3 「3 構造設備」

(1) 「(1) 総括表」には、該当する業務の区分(複数の基準に該当する場合はその全て)及び所有する施設又は設備等の口にチェックすること。

(2) 「(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要」は、以下のとおり記載すること。

① 「区分」欄には、建物の棟等の異なるごとに、その建物の名称（例えば、本館、第1外来診療棟、第1病棟等）を記載すること。

② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要（例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造2階建等）を記載すること。

③ 「耐震基準」欄には、「耐震基準を有する」又は「耐震基準を有しない」を記載すること。

※ 耐震構造を有する場合は、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和56年5月31日以前に建築された建物であっても、建築基準法（昭和56年6月1日施行令改正）に基づく耐震基準を満たすものや耐震補強工事等により新耐震基準を満たすものをいう。

④ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等）を記載すること。

⑤ 「室数」欄には、その建物の用途別の区分に応じ、その室数を記載すること。

(3) 「(3) へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要」には、医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当するへき地診療所の所在地の都道府県において、当該医療法人が開設するすべての病院について記載すること。

① 「施設」欄には、該当する施設の口にチェックすること（へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあっては、(1) 総括表に記載済みのため記載不要）。

② 「へき地からの入院患者の受入れ体制」欄には、その具体的な体制（例えば、病院開院時間におけるへき地の患者の受け入れ（外来、入院、検査等）の可否、〇〇病院が所有する患者輸送車により搬送できる体制、情報システムにより診療を支援できる体制等）を記載すること。

なお、へき地医療拠点病院へ医師を派遣する病院にあっては、へき地医療拠点病院からへき地診療所へ派遣された医師との連携を図るため、へき地診療所で対応困難な場合等において、当該病院の窓口を經由して対応可能な医師等に相談し、必要な助言・指導を受けられる体制（例えば、「担当窓口：〇〇室、対応方法：へき地診療所からの応援要請（へき地医療拠点病院を經由する場合を含む。）に対して対応可能な医師等に院内PHSで連絡し、適切な助言指導を行う。」など）についても記載すること。

4 「4 職種別従業員数」

(1) 直近に終了した会計年度の末日における人数を記載すること。

(2) 特殊関係者とは、医療法人の設立者、理事、監事、社員若しくは評議員（以下「設立者等」という。）又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいう。なお、親族等とは、次の者をいう。

① 設立者等の配偶者及び三親等以内の親族

② 設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ 設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

④ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

5 「5 勤務体制」

(1) 休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び年末年

始の日（1月1日を除く12月29日から1月3日まで）を指すこと。）の欄には、直前に終了した会計年度の最終の休日における勤務体制を記載すること。

（2）昼間、夜間の欄には、直前に終了した会計年度の（1）の休日を除く最終の日における勤務体制を記載すること。

（3）専任とは、救急医療（精神科救急医療）、周産期医療又は小児救急医療を担当するために配置された者を指す。

添付書類 1-1 (救急医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：社会医療法人 三車会

住 所：和歌山県紀の川市貴志川町丸栖 1423 番地の3

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	貴志川リハビリテーション病院
病院の所在地	和歌山県紀の川市貴志川町丸栖 1 4 2 3 - 3
管轄保健所名	岩出保健所

[時間外等加算割合]

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	14, 170件	442件	14, 612件
内 時間外加算の算定件数	685件	39件	① 724件
内 休日加算の算定件数	1, 910件	164件	② 2, 074件
内 深夜加算の算定件数	476件	34件	③ 510件
内 時間外加算の特例の算定件数	1, 536件	132件	④ 1, 668件
時間外等加算割合 {(①+②+③+④) / A}			34.0% $\geq 20\%$

(記載上の注意事項)

- 直前に終了した3会計年度における初診料(診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)別表第一区分番号A.000に掲げるものをいう。)の算定件数を記載すること。

添付資料

- 時間外等加算件数明細表

時間外等加算件数明細表

(自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	4,413件	117件	4,530件
内 時間外加算の算定件数	196件	5件	201件
内 休日加算の算定件数	643件	50件	693件
内 深夜加算の算定件数	134件	8件	142件
内 時間外加算の特例の算定件数	466件	37件	503件

(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	4,839件	159件	4,998件
内 時間外加算の算定件数	242件	17件	259件
内 休日加算の算定件数	636件	60件	696件
内 深夜加算の算定件数	162件	12件	174件
内 時間外加算の特例の算定件数	547件	43件	590件

(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	4,918件	166件	5,084件
内 時間外加算の算定件数	247件	17件	264件
内 休日加算の算定件数	631件	54件	685件
内 深夜加算の算定件数	180件	14件	194件
内 時間外加算の特例の算定件数	523件	52件	575件

(合 計)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	14,170件	442件	14,612件
内 時間外加算の算定件数	685件	39件	724件
内 休日加算の算定件数	1,910件	164件	2,074件
内 深夜加算の算定件数	476件	34件	510件
内 時間外加算の特例の算定件数	1,536件	132件	1,668件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

保有する資産の明細表

1 総括表

区 分	業務の用に 供する財産	保有財産	減価償却引 当特定預金	特定事業 準備資金	その他の財産
流動資産	666,594,650 円				1,004,240,236 円
現金及び預金					1,004,240,236 円
医業未収金	597,427,552 円				0 円
医薬品	26,773,538 円				0 円
未収金	37,486,396 円				0 円
前払費用	5,040,847 円				0 円
短期貸付金					0 円
立替金	3,697,987 円				0 円
仮払金	0 円				0 円
その他	0 円				0 円
貸倒引当金	-3,831,670 円				0 円
固定資産	3,162,090,874 円	0 円			5,187,500 円
有形固定資産	2,973,563,860 円	0 円			0 円
建物	2,474,806,042 円	0 円			0 円
構築物	97,272,469 円	0 円			0 円
医療用器械備品	126,812,586 円	0 円			0 円
その他の器機備品	38,873,243 円	0 円			0 円
車両及び船舶	1,089,693 円	0 円			0 円
土地	234,709,827 円	0 円			0 円
建設仮勘定		円			0 円
無形固定資産	17,095,697 円	0 円			0 円
借地権	855,200 円	0 円			円
電話加入権	135,030 円	0 円			0 円
ソフトウェア	11,960,931 円	0 円			0 円
その他の無形固定資産	4,144,536 円	0 円			0 円
その他の資産	171,431,317 円				5,187,500 円
出資金					170,000 円
生命保険掛金	111,654,599 円				0 円
その他の投資	円				0 円
差入保証金	34,279,000 円				0 円
長期前払費用	6,924 円				0 円
長期貸付金					5,017,500
貸倒引当金	-5,017,500 円				0 円
減価償却引当特定預金			0 円		
〇〇事業特定預金				0 円	
その他の固定資産	30,508,294 円				0 円
資産合計	① 3,828,685,524 円	② 0 円	③ 0 円	④ 0 円	1,009,427,736 円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について記載すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。

2 業務の用に供する財産の明細

区分	合計	食志川リハビリテーション病院	赤いげクリニック	Active	たま整形外科	居宅介護支援事業所	老健みくるま	こかわりハビリクリニック	晴洲診療所
流動資産	666,594,650 円	430,530,690 円	38,623,688 円	28,094,075 円	26,790,695 円	1,233,022 円	112,882,608 円	26,908,916 円	1,530,956 円
医業未収金	597,427,552 円	374,900,583 円	35,508,898 円	25,537,700 円	24,523,784 円	1,175,840 円	111,435,741 円	23,117,496 円	1,227,510 円
たな卸資産	26,773,538 円	23,048,518 円	664,322 円	245,594 円	643,361 円	0 円	735,426 円	1,219,875 円	216,442 円
未収金	37,486,396 円	28,419,149 円	2,357,846 円	2,203,127 円	1,640,759 円	73,858 円	168,886 円	2,525,982 円	96,789 円
前払費用	5,040,847 円	3,216,554 円	210,482 円	197,504 円	139,778 円	0 円	1,118,695 円	157,834 円	0 円
立替金	3,697,987 円	3,361,551 円	110,000 円	91,098 円	0 円	0 円	107,538 円	27,800 円	0 円
仮払金	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
その他	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
貸倒引当金	-3,831,670 円	-2,415,665 円	-227,860 円	-180,949 円	-156,987 円	-16,676 円	-682,678 円	-140,071 円	-9,765 円
固定資産	3,162,090,874 円	1,555,328,124 円	123,061,157 円	242,051,759 円	16,377,947 円	2,349,380 円	1,154,650,416 円	67,796,763 円	475,328 円
有形固定資産	2,973,563,860 円	1,385,866,292 円	122,963,990 円	236,649,652 円	15,630,780 円	0 円	1,147,150,697 円	65,115,871 円	186,578 円
建物	2,474,806,042 円	1,029,317,964 円	96,878,295 円	224,585,622 円	6,949,366 円	0 円	1,059,587,173 円	58,487,622 円	0 円
構築物	97,272,469 円	39,471,580 円	1,074,411 円	6,590,690 円	5,735,580 円	0 円	41,362,812 円	4,037,396 円	0 円
医療用器械備品	126,812,586 円	92,383,874 円	664,083 円	588,684 円	1,541,991 円	0 円	30,614,164 円	940,060 円	79,730 円
その他の器械備品	38,873,243 円	15,630,747 円	1,147,201 円	3,794,963 円	1,403,843 円	0 円	15,586,548 円	1,203,093 円	106,848 円
車両及び船舶	1,089,693 円	0 円	0 円	1,089,693 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
土地	234,709,827 円	211,062,127 円	23,200,000 円	0 円	0 円	0 円	0 円	447,700 円	0 円
無形固定資産	17,095,697 円	1,715,515 円	97,167 円	2,317,107 円	147,167 円	2,349,380 円	7,499,719 円	2,680,892 円	288,750 円
借地権	855,200 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	855,200 円	0 円	0 円
電話加入権	135,030 円	135,030 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
ソフトウェア	11,960,931 円	1,531,074 円	97,167 円	0 円	97,167 円	2,349,380 円	5,590,750 円	2,006,643 円	288,750 円
その他の無形固定資産	4,144,536 円	49,411 円	0 円	2,317,107 円	50,000 円	0 円	1,053,769 円	674,249 円	0 円
その他の財産	171,431,317 円	167,746,317 円	0 円	3,085,000 円	600,000 円	0 円	0 円	0 円	0 円
生命保険掛金	111,654,599 円	111,654,599 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
その他の投資	30,508,294 円	30,508,294 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
繰入保証金	34,279,000 円	30,594,000 円	0 円	3,085,000 円	600,000 円	0 円	0 円	0 円	0 円
長期前払費用	6,924 円	6,924 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
貸倒引当金	-5,017,500 円	-5,017,500 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
資産合計	⑤ 3,828,685,524 円	1,985,858,814 円	161,684,845 円	270,145,834 円	43,168,642 円	3,582,402 円	1,267,533,024 円	94,705,679 円	2,006,284 円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設毎に記載（同一施設内において複数の事業を行っている場合については、主たる事業については施設名、その他については事業名を記載）すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。ただし、現金、預金、有価証券、建物仮固定、貸付金その他これに類する資産については追加しないこと。
- ⑤が①と一致すること。

3 保有財産の明細

保有財産（使用目的）	使用予定年月日	取得年月日	取得価額	保有財産の帳簿価額
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合 計	—	—	円	円

（記載上の注意事項）

○ ⑥が②と一致すること。

4 減価償却引当特定預金の明細

当該資金の目的	財産の取得又は改良の予定年度	左記の予定年度に必要な最低額	減価償却累計額	減価償却引当特定預金の帳簿価額
なし		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑦ 0円

（記載上の注意事項）

○ ⑦が③と一致すること。

5 特定事業準備資金の明細

当該資金の目的	特定事業の開始予定年度	左記の予定年度に必要な最低額	毎会計年度に積み立てる額	特定事業準備資金の帳簿価額
なし		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑧ 0円

（記載上の注意事項）

○ ⑧が④と一致すること。

○ 当該資金の目的毎に必要な最低額に関する合理的な算定根拠について、「特定事業準備資金の明細の別紙」（任意の様式）を作成し、併せて提出すること。（なお、当該別紙についても閲覧対象であること）

↓

6 土地の明細

住 所	総面積	内 借地の面積	内 自地の面積	用途の区分
別紙	m ²	m ²	m ²	
	m ²	m ²	m ²	
	m ²	m ²	m ²	

7 建物の明細

区 分	構造の概要	総面積	自家・借家	用途の区分	用途別の面積
別紙		m ²			m ²
					m ²
					m ²
		m ²			m ²
					m ²
					m ²
		m ²			m ²
					m ²

8 医療用器械備品の明細

品 名	規 格	数 量	単 価	自用・借用	用途の区分
超伝導磁石式 MR 装置一式	VantageELAN	1	1	自用	MRI 室
全自動調剤分包機 Xana-204EU	Xana-2040EU	1	641,964	自用	薬剤部
オンライン調剤支援システム一式	VL-17BSE, D583/K	1	414,433	自用	〃
ポプテックアーム「Mako」	手術支援システム	1	83,143,169	自用	病棟
VA B サンプル	6400-034-000	1	78,702	自用	中央材料室
レントゲンシステム画像診断 WSCS-7 一式	システム	1	1,211,091	自用	病棟
その他少額物品多数					

「保有する資産の明細表」（書類付表3）の記載要領

1 「1 総括表」、「2 業務の用に供する財産の明細」、「3 保有財産の明細」、「4 減価償却引当特定預金の明細」、「5 特定事業準備資金の明細」

① 総括表の「業務の用に供する財産」欄及び「2 業務の用に供する財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「2 業務の用に供する財産の明細」は施設毎に記載し、「施設名」欄に当該施設名（本来業務を行う施設で附帯業務又は収益業務も行う場合にあつては、当該附帯業務又は収益業務に係る事業名）を記載すること。

イ 当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産の帳簿価額

ロ 医療法第42条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額

ハ 医療法第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務の用に供する財産の帳簿価額

② 総括表の「保有財産」欄及び「3 保有財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「3 保有財産の明細」は保有財産の種類毎に記載し、「保有財産」欄にその種類と当該財産の使用目的（例えば、土地（病院）、建物（診療所）等）を記載すること。

ニ 現に使用されていないが、イからハまでに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の帳簿価額（業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）

③ 総括表の「減価償却引当特定預金」欄及び「4 減価償却引当特定預金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「4 減価償却引当特定預金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。

ホ イからハまでに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額

④ 総括表の「特定事業準備資金」欄及び「5 特定事業準備資金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「5 特定事業準備資金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。

ヘ 将来の特定の事業（定款又は寄附行為に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金にかかる支出及びホの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「〇〇事業特定預金」の額

2 「6 土地の明細」

① 医療法人が所有する土地（借地を含む。）を住所毎に記載すること。

② 「総面積」欄には、その土地の総面積を記載すること。

③ 「内 借地の面積」欄及び「内 自地の面積」欄には、その土地の借地に係る面積及び医療法人が所有する土地に係る面積をそれぞれ記載すること。

④ 「用途の区分」欄には、その土地の用途の異なるごとに、その用途（例えば、〇〇病院、〇〇診療所、介護老人保健施設〇〇、〇〇介護医療院、医師住宅等）を記載すること。

3 「7 建物の明細」

① 「区分」欄には、建物（借家を含む。）の棟等の異なるごとに、その建物の名称（例えば、本館、第1外来診療棟、第1病棟等）を記載すること。

② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要（例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造2

階建等)を記載し、耐震構造を有する場合は「(耐震)」を記載すること。

なお、耐震構造を有する場合は、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和56年5月31日以前に建築された建物であっても、建築基準法(昭和56年6月1日施行令改正)に基づく耐震基準を満たしている場合や耐震補強工事等により新耐震基準を満たしているものをいう。

- ③ 「総面積」欄には、その建物の延べ面積を記載すること。
- ④ 「自家・借家」欄には、「自家」又は「借家」と記載すること。
- ⑤ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途(例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等)を記載すること。
- ⑥ 「用途別の面積」欄には、その建物の用途別の延べ面積を記載すること。

4 「8 医療用器械備品の明細」

- ① 医療法人が所有する主要な医療用器械備品(借用を含む。)を器械毎に記載すること。
- ② 「単価」欄には、その器械の直近に終了した会計年度における帳簿価額(借用の場合は、その器械の直近に終了した会計年度における年間賃借料)を記載すること。
- ③ 「自用・借用」欄には、「自用」又は「借用」と記載すること。
- ④ 「用途の区分」欄には、その器械の用途(例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室等)を記載すること。

建物の明細 (Acti-va)

区分	構造の概要	総床面積	自家・借家		用途の区分	用途別の面積 (㎡)	室数
		1491.14 ㎡	自家	1 F	居室 (押入れ含む)	138.79	4
				803.57 ㎡	医務室	12.63	1
					カラオケ	14.9	1
					リネン室	10.96	1
					洗濯室	6.46	1
					汚物処理室	1.10	1
					脱衣室	14.78	1
					更衣室	3.00	1
					食品庫	3.2	1
					休憩コーナー	8.7	1
					厨房	48.1	1
					カフェコーナー	74.2	1
					デイルーム	143.8	1
					EV	6.9	1
					事務	36	1
					静養室	8	1
					ロッカー室	10.7	1
					倉庫	5.7	1
					風除室	7.8	1
					相談室	11.6	1
					スタッフルーム	8	1
					WC	22.99	8
					押入れ・物置	23.16	5
					UB	10.46	3
					廊下、その他	168.84	
				2 F	居室 (押入れ含む)	177.48	4
				687.57 ㎡	居室 (WC含む)	48	4
					リネン室	10.96	1
					スタッフルーム	10.96	1
					女子ロッカー室	11.1	1
					男子ロッカー室	9	1
					脱衣室	9.16	1
					静養室	5.61	1
					EV	6.9	1

					食堂兼機能訓練室	162.00	1
					事務	36	1
					WC	26.93	9
					押入れ	12.5	2
					UB	6.58	2
					廊下・その他	154.39	

建物の明細（こかわりハビリクリニック）

区分	構造の概要	総床面積	自家・借家		用途の区分	用途別の面積 (㎡)	室数
		490.32 ㎡	自家	1 F	風除室	4.30	1
				490.32 ㎡	診察室待合室	70.62	1
					受付	12.36	1
					中待合	26.77	1
					診察室 1	15.78	1
					診察室 2	15.78	1
					処置室	22.55	1
					リハビリ室	106.49	1
					操作室	6.14	1
					レントゲン室	13.12	1
					言語聴覚室	10.80	1
					倉庫 1	8.57	1
					MWC	6.25	1
					WVC	4.07	1
					多目的 WC	5.17	1
					ローカ	18.18	1
					倉庫 2	45.32	1
					ホール	11.42	1
					休憩室	26.50	1
					更衣室 1	10.56	1
					更衣室 2	10.87	1
					院長室	18.63	1
					事務長室	11.59	1
					WVC	2.29	1
					MWC	5.26	1
					物入	0.93	1

建物の明細 (たま整形外科)

区分	構造の概要	総床面積	自家・借家		用途の区分	用途別の面積 (㎡)	室数
		340.29 ㎡	自家	1 F 279.13 ㎡	事務室	18.20	1
					診察室	25.20	2
					監視、診察室	5.55	1
					トイレ	15.50	3
					機能訓練室	112.12	1
					処置室	24.97	1
					倉庫	4.99	1
					X線室	9.50	1
					操作室	4.75	1
					暗室	3.37	1
				廊下、その他	54.98		
				2 F 61.16 ㎡	シャワー室	1.42	1
					脱衣室	2.03	1
					トイレ	4.00	1
					スタッフルーム	24.20	2
院長室	21.12	1					
	ロッカー室	8.39	1				

建物の明細 (赤ひげクリニック)

区分	構造の概要	総床面積	自家・借家		用途の区分	用途別の面積(m ²)	室数
		810.71 m ²	自家	1F	仮眠室	40.28	1
				359.82 m ²	男子更衣室	7.56	1
					女子更衣室	7	1
					トイレ	21.84	1
					脱衣室	19.76	1
					浴室	24.4	1
					デイケアルーム	143.9	1
					リネン庫	3.45	1
					ロッカー	3.68	1
					食堂・調理室	53.09	1
					E V機械室	7.925	1
					その他	26.935	
				2F	介護用品販売店	8.7	1
				450.89 m ²	事務長室	11.4	1
					受付・事務	32.82	
					休室	120.86	7
					医局	15.6	1
					応接・相談室	13.8	1
					休憩室	18.95	1
					リハビリステーション室	89.61	1
					鍼灸治療室	14.52	1
					待合	7.17	1
					トイレ	18.3	3
					ホール・廊下	98.93	
				その他	0.23		

建物の明細（貴志川リハビリテーション病院）

区分	構造の概要	総床面積	自家・ 借家		用途の区分	用途別の面積 (㎡)	室数
		5726.02 ㎡	自家	地下1F 821.32 ㎡	院長室	27	1
					医局	23.4	1
					医局休憩室	16.2	1
					医師当直室	8.1	1
					更衣室	18	1
					看護部長室	19.8	1
					事務長室	18.9	1
					総務課	34.02	1
					応接室	17.01	1
					リネン庫	15.12	1
					栄養管理室	15.12	1
					倉庫	20.070	2
					休憩室	15.12	1
					第二会議室	9.36	1
					配膳室	68.04	1
					職員食堂	139.5	1
					会議室	64.17	1
					看護事務室	17.6	1
					給湯室	8.19	1
				ポンプ	8.19	1	
				事務室	9	1	
				トイレ	8.82	3	
				その他	240.59		
				1F 1975.88 ㎡	事務室	45	1
					診察室	54	3
					処置室・点滴室	46.8	1
					売店	19.95	1
言語聴覚室	11.4	1					
相談室	17.1	1					
技師控室	14.25	1					
X線TV室	22.8	1					
放射線科受付	14.7	1					
暗室	5.25	1					
CT室	22.8	1					

					MR I 室	21.42	1
					操作室	7.02	1
					応急処置室	34.38	1
					検査室	18	1
					マニホールド室	11.7	1
					リハビリステーション室	211.02	1
					リハビリスタッフ室	28.08	1
					風除室	10.8	1
					病室	453.6	12
					食堂	138.6	1
					スタッフステーション	38.07	1
					アラーム弁室	1.8	1
					リネン	5.4	1
					倉庫	9.9	2
					休憩室	10.53	1
					汚物処理室	5.4	1
					脱衣室	14.94	2
					介護浴室	13.5	1
					浴室	5.67	1
					トイレ	54.63	9
					E V	24.57	3
					待合・ホール・廊下・その他	582.8	
				2 F	病室 (トイレ・洗面所付)	652.44	21
				1491.47 m ²	薬局	52.65	1
					倉庫	10.53	1
					D I 室	14.58	1
					生理検査室	44.1	1
					物入	5.4	1
					外調機機械室	2.7	1
					脱衣室・シャワー	9.36	1
					食堂	67.5	1
					スタッフステーション	33.93	1
					面談	6.48	1
					リネン	6.48	1
					休憩室	12.96	1
					処置室	9	1
					汚物処理室	4.5	1

					脱衣室	14.96	2
					介護浴室	13.5	1
					浴室	5.67	1
					トイレ	7.29	3
					E V	24.57	3
					廊下・その他	492.87	
				3 F	病室	563.4	19
				1437.35 m ²	デイルーム	14.04	1
					医療ガス機械室	18.9	1
					中央材料室 (消毒施設)	44.82	1
					準備ホール	36	1
					手術室	52.2	1
					機械保管コーナー	23.4	1
					医師控室	24.3	2
					食堂	67.5	1
					スタッフステーション	33.93	1
					リネン庫	6.48	1
					倉庫	33.48	3
					休憩室	12.96	1
					処置室	9	1
					汚物処理室	5.4	1
					浴室	5.67	1
					脱衣室	7.02	2
					更衣室	4.68	2
					トイレ	18.72	
					E V	18.81	2
					廊下・その他	436.64	
		72.65 m ²	自家	72.65 m ²	事務所	72.65 m ²	1

区分	構造の概要	総床面積	自家・借家		用途の区分	用途別の面積 (m ²)	室数
		1476.96 m ²		1 F	ポンプ室・受水槽	37.41	1
				153.30 m ²	風除室	29.4	1
					E L Vホール	22.08	1
					E V	14.2	1
					HCWC	7	1
					その他 (駐車場含む)	43.21	

				2 F 678.20 m ²	リハビリテーション室	445.25	1
					スタッフステーション	45.11	1
					休憩室	17.67	1
					E L Vホール	33.06	1
					E V	14.2	1
					言語視聴覚室	28.31	3
					検査室	6.25	1
					キッチンユニット	13.72	1
					木工室	12.88	1
					和室コーナー	7.03	1
					押入	1.14	1
					倉庫	8.89	2
					H C W C	6.25	1
					その他	38.44	
				3 F 643.84 m ²	総務室	79.44	1
					会議室	16.4	1
					医局	78.54	1
					院長室	33.11	1
					本部室	23.87	1
					大会議室	109.22	1
サーバー室	10.54	1					
W C	25.89	2					
給湯室	8.19	1					
当直室	11.2	2					
更衣室	2.28	1					
リハビリ部長室	15.68	1					
薬剤部長室	15.68	1					
看護師長室	15.68	1					
副院長室	31.36	2					
E V	14.3	1					
E Vホール・廊下	72.68						
その他	79.78						

別紙 6 土地の明細

住所	総面積	内 借地の面積	内 自地の面積	用途の区分
紀の川市貴志川町丸栖 川田 1017-4	1,691 m ²	0 m ²	1,691 m ²	病院駐車場
紀の川市貴志川町丸栖 川田 1017-5	109 m ²	0 m ²	109 m ²	病院駐車場
紀の川市貴志川町丸栖北 尾畔 1409-3	301 m ²	0 m ²	301 m ²	病院駐車場
紀の川市貴志川町丸栖北 尾畔 1409-5	5.66 m ²	0 m ²	5.66 m ²	病院駐車場
紀の川市貴志川町丸栖字 川田 1017-11	165.29 m ²	0 m ²	165.29 m ²	病院事務所
紀の川市貴志川町丸栖字 北尾畔 1411-3.1411-1	2388.00 m ²	0 m ²	2388 m ²	病院駐車場
紀の川市貴志川町丸栖字 北尾畔 1420-1	1851.71 m ²	1851.71 m ²	0 m ²	病院敷地
紀の川市貴志川町丸栖字 北尾畔 1420-15	1642.81 m ²	1642.81 m ²	0 m ²	病院敷地
紀の川市桃山町神田廣垣 378-1	1411.79 m ²	0 m ²	1411.79 m ²	診療所敷地
紀の川市桃山町神田廣垣 378-5	50.83 m ²	0 m ²	50.83 m ²	診療所敷地
紀の川市桃山町神田廣垣 382	249 m ²	0 m ²	249 m ²	診療所駐車場
紀の川市桃山町神田廣垣 383	866 m ²	0 m ²	866 m ²	診療所駐車場
紀の川市桃山町神田廣垣 384-1	429 m ²	0 m ²	429 m ²	診療所駐車場
紀の川市桃山町神田廣垣 391-5	4.71 m ²	0 m ²	4.71 m ²	診療所駐車場
紀の川市桃山町神田廣垣 391-9	147.04 m ²	0 m ²	147.04 m ²	診療所駐車場
紀の川市桃山町神田廣垣 391-10	2.09 m ²	0 m ²	2.09 m ²	診療所駐車場
紀の川市桃山町神田廣垣 391-11	26.75 m ²	0 m ²	26.75 m ²	診療所駐車場
和歌山県紀の川市貴志川 町井ノ口 974-4	648.91 m ²	648.91 m ²	0 m ²	診療所敷地

和歌山県岩出市根来字中溝 823-1	422.59 m ²	422.59 m ²	0 m ²	岩出事業所敷地
和歌山県岩出市根来字中溝 823-5	53 m ²	53 m ²	0 m ²	岩出事業所敷地
和歌山県岩出市根来字中溝 826-5	291 m ²	291 m ²	0 m ²	岩出事業所敷地
和歌山県岩出市根来字中溝 826-6	77 m ²	77 m ²	0 m ²	岩出事業所敷地
和歌山県岩出市根来字中溝 827	1056 m ²	1056 m ²	0 m ²	岩出事業所敷地
和歌山県岩出市根来字中溝 829	994.56 m ²	994.56 m ²	0 m ²	岩出事業所敷地
和歌山県岩出市根来字中溝 830-1	356 m ²	356 m ²	0 m ²	岩出事業所敷地
和歌山県岩出市根来字中溝 830-2	150 m ²	150 m ²	0 m ²	岩出事業所敷地
和歌山県紀の川市粉河字西前田 451-5	461.53 m ²	0 m ²	461.53 m ²	診療所敷地
和歌山県紀の川市粉河字西前田 451-11	871.17 m ²	0 m ²	871.17 m ²	診療所敷地
和歌山県紀の川市粉河字西前田 451-10	109.79 m ²	0 m ²	109.79 m ²	診療所敷地
和歌山県紀の川市粉河字西前田 451-9	341 m ²	0 m ²	341 m ²	診療所敷地
和歌山県紀の川市貴志川町丸栖字藤ノ木 936-3	5665.69 m ²	5665.69 m ²	0 m ²	老健敷地

※面積については、固定資産税課税明細書及び全部事項証明書の面積を元に記載しております。

役員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会医療法人三車会（以下「当法人」という。）の役員の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員 の 定義)

第2条 この規程において、役員とは、当法人の定款第28条に規定する理事及び監事とする。

(常勤役員 の 報酬)

第3条 役員のうち常勤の者（以下「常勤役員」という。）の報酬の額は年額で定める。

2 前項の常勤役員 の 報酬の年額は、3,600万円の範囲内とする。

3 個々の常勤役員に支給する報酬の額は、業務内容及び職責等を総合的に勘案して社員総会において定める。

(常勤役員 の 手当等)

第4条 使用人兼務役員以外の役員には、職員等に支給される各諸手当は支給しない。

(非常勤役員 の 報酬)

第5条 役員のうち、非常勤の者の報酬は日額とし、10万円以内とする。

(役員 に対する利益配当の禁止)

第6条 役員に対する利益の配当は、その理由の如何を問わず行わない。

(委任)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則 本規定は平成26年12月26日より実施するものとする。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法

2 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産

1) 建物 平成10年3月31日以前取得 定率法
上記以外 定額法

2) 建物附属設備・構築物
平成28年3月31日以前取得 定率法
上記以外 定額法

3) 1) 2) 以外の有形固定資産 定額法

②無形固定資産 定額法

3 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 前々会計年度末の負債総額が200億円未満であることから、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上しております。
- ② 奨学金引当金 奨学金の免除に備えるため、奨学金支給額および免除実績に基づいて計上しております。
- ③ 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金 前々会計年度末の負債総額が200億円未満であることから、職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務を簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算し、計上しております。

4 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税等の会計処理は税込方式によっております。

5 会計方針の変更

当会計年度より、建物、建物附属設備及び構築物以外の有形固定資産の減価償却方

法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当会計年度において、計算書類に与える影響は軽微です。

6 重要な補助金の注記

当会計年度に収益計上した補助金は、以下の通りです。

名称	金額（百万円）
病床確保事業補助金	13
医療機関等物価高騰対策支援金	12
地域医療介護総合確保事業施設等整備費補助金	4
オンライン資格確認等の導入に必要な資格確認端末の購入等に係る補助金	4
和歌山県提供体制確保事業補助金	4
和歌山県医療機関食材料費高騰対策補助金	1
介護ロボット等導入支援事業補助金	1
救急輪番補助金	1
計	40

7 担保に供されている資産に関する事項

【担保に供している資産】

科目	金額（百万円）
現金及び預金	126
事業未収金	415
建物	1,182
土地	203
計	1,928

【担保に係る債務】

科目	金額（百万円）
短期借入金	483
長期借入金	2,136
計	2,619

8 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

① 有形固定資産の減価償却累計額 1,991,373 千円

様式第四号

法人名 社会医療法人 三車会

※医療法人整理番号

所在地 和歌山県紀ノ川市貴志川町丸栖1423-3

純資産変動計算書

(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位:千円)

	積立金			純資産合計
	設立等積立金	繰越利益積立金	積立金合計	
令和5年4月1日 残高	36,150	△ 145,921	△ 109,771	△ 109,771
会計年度中の変動額				
当期純利益		△ 50,982	△ 50,982	△ 50,982
会計年度中の変動額合計		△ 50,982	△ 50,982	△ 50,982
令和6年3月31日 残高	36,150	△ 196,903	△ 160,753	△ 160,753

1. 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができる。
この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
3. 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

有形固定資産等明細表

資産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引	当期末残高
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)		(千円)
有形固定資産	建物	2,784,014	-	-	2,784,014	850,838	77,627	1,933,176
	建物附属設備	1,261,710	627	-	1,262,337	720,707	57,092	541,629
	構築物	188,268	14,184	-	202,452	105,180	12,100	97,272
	医療用機械備品	264,998	11,640	-	276,638	149,825	19,853	126,812
	車両運搬具	3,307	-	-	3,307	2,217	218	1,089
	その他の器械備品	188,999	12,477	-	201,476	162,603	5,245	38,873
	土地	234,709	-	-	234,709	-	-	234,709
	建設仮勘定	-	-	-	-	-	-	-
	計	4,926,005	38,928	-	4,964,933	1,991,370	172,135	2,973,562
無形固定資産	電話加入権	135	-	-	135	-	-	135
	ソフトウェア	142,956	5,740	-	148,697	136,736	3,017	11,960
	その他の無形固定資産	8,018	-	-	8,018	3,873	736	4,144
	計	151,109	5,740	-	156,850	140,609	3,753	16,240
その他の資産	生命保険掛金	98,383	13,271	-	111,654	-	-	111,654
	差入保証金	33,636	1,183	540	34,279	-	-	34,279
	奨学金貸付金	4,155	862	-	5,017	-	-	5,017
	その他の固定資産	33,085	-	2,400	30,685	-	-	30,685
	計	169,259	15,316	2,940	181,635	-	-	181,635

1. 有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。
2. 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。
3. 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。
4. 合併、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加は、その事由を欄外に記載すること。若しくは減少があった場合（ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。）
5. 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書き）として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。
6. 有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下である場合又は有形固定資産及び無形固定資産の当該会計年度におけるそれぞれの増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における有形固定資産又は無形固定資産の総額の5%以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。

法人名 社会医療法人 三車会 /
 所在地 和歌山県紀ノ川市貴志川町丸瀬1423-3 /

※医療法人整理番号

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	4,641			810	3,831
奨学金引当金	4,155	862			5,017
賞与引当金	134,730	142,651	134,730		142,651
退職給付引当金	144,658	17,692			162,351

1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

法人名 社会医療法人 三車会

※医療法人整理番号

所在地 和歌山県紀ノ川市貴志川町丸瀬1423-3

借入金等明細表

区 分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	348,336	475,406	1	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	253,651	265,871	1	—
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除 く。）	3,570,084	3,409,499	1	2052.12.10
合 計	4,172,071	4,150,777	—	—

1. 短期借入金、長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）及び金利の負担を伴うその他の負債（以下「その他の有利子負債」という。）について記載すること。
2. 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。
3. 「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
4. 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
5. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債については、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

様式第九の一号

法人名 社会医療法人 三車会

※医療法人整理番号

所在地 和歌山県紀ノ川市盛志川町丸柄1423-3

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本来業務事業費用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事業費	本部費	計			
材料費	459,871		459,871	11,006		470,878
給与費	2,374,278		2,374,278	192,685		2,566,964
委託費	184,410		184,410	29,273		213,684
経費	273,503		273,503	15,793		289,296
売上原価						
その他の事業費用	342,081		342,081	58,178		400,259
計	3,634,145		3,634,145	306,937		3,941,083

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. 中科目区分には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品（又は製品）期首たな卸高、当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）、商品（又は製品）期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

独立監査人の監査報告書

2024年6月17日

社会医療法人 三車会
理事会 御中

中村公認会計士事務所
大阪府大阪市

公認会計士 中村 哲也

監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人三車会の2023年4月1日から2024年3月31日までの第26期の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制

の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上